

申告の相談・受付

【と き】
2/16(月)～3/16(月)
の毎日

●受付時間●

午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時

土曜・日曜も申告の相談を
受け付けます。

【ところ】
役場3階 大会議室

確定申告

所得税の確定申告と町・県民税の申告時期になりました。申告の相談・受付は、2月16日から3月16日までです。事前に必要な書類を準備し、期限内に申告と納税を済ませましょう。

○確定申告に必要な人

- ・事業所得（商業・工業・農業・漁業などによる所得）や不動産所得（地代・家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- ・土地、建物などを譲渡した人
- ・サラリーマンで年収が2千万円を超える人
- ・2ヶ所以上から給与を受けている人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ・医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等を受ける人

○確定申告に必要なもの

申告の時には下記のものが必要です。忘れずにご持参ください。

- ＊「印鑑」
- ＊本人名義の「通帳」（還付申告の場合）
- ＊確定申告書が税務署から送付されている人はその「申告書」（中身をご確認ください。）
- ＊給与所得者および年金受給者は「源泉徴収票」
- ＊生命保険料および地震保険料控除を受ける人は、「支払保険料の証明書」
- ＊国民年金保険料の支払いがある人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- ＊医療費控除を受ける人
平成20年中に支払った「医療費の領収書」と保険などで補てんされる金額の明細書（領収書は、事前に合計金額の集計をしておいてください。）

＊寄附金控除を受ける人

寄附先から交付された寄附金の受領証

＊農業をしている人

帳簿、営農総合口座取引集計表、領収書など、20年中の収入や支出のわかるものを準備し、「収支内訳表」の記入・提出をお願いします。

＊事業所得等のある人

帳簿、領収書など、20年中の収入・支出のわかるものを準備し、「収支内訳表」の記入・提出をお願いします。

＊住宅借入金等特別控除を新たに受ける人

（床面積50㎡以上で、自己所有、住宅ローン等の返済期間が10年以上であることなど条件があります。）

＊「住民票の写し」

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

・「家屋の登記事項証明書」や「請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」などで取得日、床面積、取得価額などのわかる書類

□増改築・大規模修繕などは、「建築確認済証の写し」または「検査済証の写し」または「増改築等工事証明書」

□バリアフリー改修工事等は、「増改築等工事証明書」「補助金等の金額を証する書類」など

・土地、建物等の譲渡に係るもの
・農業所得を除く事業所得や不動産所得等に係るもの

・青色申告に係るものについては
鳥取税務署での申告となります。